

運 営 規 定

医療法人社団 芳香会

〔唐津訪問看護ステーション〕

〔唐津市西唐津 1 丁目 6167〕

〔0955-75-0324〕

指定訪問看護・介護予防訪問看護 唐津訪問看護ステーション運営規定

事業目的

第一条

この規定は唐津訪問看護ステーションが行う指定訪問看護・介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、利用者に対する適正なサービスを提供することを目的とする。

運営の方針

第二条

- 1 指定訪問看護・介護予防訪問看護事業の実施に当たっては関係市町村・地域の医師・介護福祉サービス及びケアマネジャーとの密接な連携に努め協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- 2 医療連携したグループホームへ週1回程度の訪問と常時連絡相談ができる体制を整える。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

事業の名称等

第三条

指定訪問看護・介護予防訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| 1 名称 | 唐津訪問看護ステーション |
| 2 所在地 | 唐津市西唐津1丁目6167番地 |
| 3 電話 | 0955-75-0324 |
| 4 指定番号 | 410290021 |
| 5 指定年月日 | 平成9年7月1日 |

職員の職種・員数及び職務内容

第四条

唐津訪問看護ステーションに勤務する職員・員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 看護師 1 名

管理者は所属職員を指揮監督し適切な事業の運営が行われるように統括する。

- (2) 訪問看護師 看護師及び准看護師 2.5 名以上

業務の状況に応じて職員の増減が指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業の人員及び管理に関する基準に規定する人員 2.5 人は下回らない。

訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成し指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供する。

- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士業務の状況に応じて配置とする。

- (4) 事務職員（福岡事務局と兼務）必要な事務を行う。

営業日及び営業時間

第五条

唐津訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は次の様に定めるものとする。1 営業日 通常月曜日から金曜日 （年末年始休暇 12/31～1/3 迄を除く）

2 営業時間 午前 8：30～午後 5：30 分迄

3 備考 利用者の状態・希望によりこの限りではない
24 時間連絡・対応する体制である

訪問看護の提供方法

第六条

指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法は次の通りとする。

1. 利用者が申し出て主治医が訪問看護ステーションに交付した訪問看護指示書により訪問看護計画書を作成し訪問看護・介護予防訪問看護を実施する。
2. 利用者又は家族から訪問看護ステーションに直接連絡があった場合は主治医に指定訪問看護指示書の交付を求めるように指示する、又はこちらより主治医に連絡を取ってその旨を伝え指定訪問看護指示書の交付を依頼する。
3. 利用者に主治医がいない場合は唐津訪問看護ステーションから連携医療機関に連絡を取り対応する。

看護の内容

第七条

指定訪問看護・介護予防訪問看護の内容は次の通りとする

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪による清潔の保持
- 3 褥瘡の予防・処置
- 4 リハビリテーション
- 5 ターミナルケア・認知症患者の看護
- 6 療養生活や介護方法の指導
- 7 カテーテル等の交換・管理
- 8 その他医師の指示による医療処置

秘密保持

第八条

従業者が業務上知り得た利用者及び家族の個人情報、正当な理由なく第三者に漏らさない。なおこの守秘義務は従業者退職後及び契約終了後も同様である。勤務する者は入職時に宣誓書に署名・捺印し守秘義務に関して厳重に遵守する。

苦情処理

第九条

提供した指定訪問看護・介護予防訪問看護にかかる利用者及びその家族からの苦情・相談・要望については窓口を設置し相談について真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に望むものとする。注) 相談履歴を作成し2年間保管する。

事故発生時の対応

第十条

- 1 利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は市町村・当該利用者の家族・当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に必要な措置を講じなければならない。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければならない。

緊急時における対応の方法

第十一条

訪問看護師は現に指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合には必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に速やかに主治医への連絡を行い指示により対応する、主治医への連絡が困難な場合は緊急搬入等の必要な処置を講じる。

利用料について

第十二条

指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスである場合は法令による負担割合で徴収とする。

- ・訪問看護を開始するにあたり予め利用者やその家族に対し利用料の内容及び金額に関して説明を行い同意を得る事とする。

- ・交通費は無料とする。(通常の実施地域以外の訪問の場合は交通費を実費にて

請求することもある)

- ・末期癌などの厚生労働大臣の定める疾病等の利用者の場合や特別訪問看護指示書が発行された利用者、介護保険認定をうけていない利用者の訪問看護は医療保険で行う事になる。

- ・介護保険や医療保険制度などで対応できないサービスやエンゼルケア等は、本人や家族等の同意を受けてその他の利用料として自費で請求する。

通常の実施地域

第十三条

実施地域は通常は唐津市・東松浦郡とする。

利用者の希望やその他の事情により、例外もある。

衛生管理

第十四条

指定訪問看護・介護予防訪問看護事業者は看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

虐待の防止のための措置

第十五条

唐津訪問看護ステーションは虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）実施する。
- ④ 担当者を置く。

身体拘束の禁止

第十六条

唐津訪問看護ステーションは原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し、利用者の生命または身体保護するための緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）はこの限りではない。緊急やむを得なく実施するときは、その内容や状況を記録する。

業務継続計画の策定

第十七条

1. 感染症や非常災害等の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
2. 感染症の予防・まん延の防止のための措置を講ずる。
3. 唐津訪問看護ステーションは従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修や訓練を年１回以上実施する。
4. 唐津訪問看護ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

ハラスメント対策

第十八条

唐津訪問看護ステーションにおける各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

その他

第十九条

1. 看護師等の資質の向上の為に研修への参加
2. 提供拒否の禁止

正当な理由なく指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供を拒んではない

3. サービス提供困難時の対応

利用申込者の病状、当該指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業の実施地域等を勘案し自ら適切な訪問看護を提供する事が困難であると認めた場合は主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い適当な他の指定訪問看護事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない

附則

令和4年3月1日から施行する

附則

この規定は令和6年6月1日から改定し施行する。

唐津訪問看護ステーション